

別表七の二 「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち次表に掲げるものについて、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合に使用します。

連 結 欠 損 金 額	制 度
① 当期首前 7 年以内に生じた連結欠損金額のうち平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した連結事業年度(法第 81 条の 9 第 2 項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。以下②において同じ。)において生じたもの	法第 81 条の 9 (第 3 項を除きます。)(《連結欠損金の繰越し》)の規定による 7 年間の繰越控除制度
② 当期首前 5 年以内に生じた連結欠損金額のうち平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度において生じたもの	平成 16 年改正前の法第 81 条の 9 (第 3 項を除きます。)(《連結欠損金の繰越し》)の規定による 5 年間の繰越控除制度

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額 1」	当期首前 7 (又は 5) 年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額(連結欠損金額としてみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。 この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 調整連結事業年度(最初の連結事業年度、法第 81 条の 9 第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び同条第 4 項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。)の場合……「8」の金額 (2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「3」の金額	平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度(法第 81 条の 9 第 2 項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。)において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5 年間となります。したがって、例えば、平成 20 年 3 月期(平成 19. 4. 1～平成 20. 3. 31)は、当該連結事業年度開始の日前 6 年以内に開始した連結事業年度(法第 81 条の 9 第 2 項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。)(平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した連結事業年度)において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「当期控除額 2」	当期の連結所得金額(別表四の二「仮計 44」の「総	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	額①) から「10」の金額及び「11」の金額の合計額を控除した金額の範囲内で、古い連結事業年度の分から順次補てんするものとして、その控除できる金額を記載します。	
「当期分」の「連結欠損金額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額46」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。	
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金のうち法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	当期が平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人の解散等(適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。)の特別な事実があるときを除き、法第81条の31の規定の適用を受けることはできませんので、この欄には記載しないでください。
「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄	当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。	
「控除未済連結欠損金額8」	次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 (1) 当期が最初の連結事業年度である場合 $(4)+(6)-(7)$ 又は(5) (2) 当期が最初の連結事業年度以外の調整連結事業年度である場合 $(4)+(6)-(7)$ 又は(5)	
「更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算」の各欄	連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第59条(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に記載します。	

3 根拠条文

法81の9、平成16年改正前の法81の9、平成16年改正法附則14、令155の19～155の21、措置法68の98